## 世界を味方に、資産を未来に。

## 一時払終身保険 ディア マイ ファミリーⅡ

## **MetLife**メットライフ生命





この「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」は、「ディア マイ ファミリーⅡ」の重要な事項について、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類してご説明しています。

契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

「ディア マイ ファミリーII」は、メットライフ生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

■募集代理店

MUFG 三菱東京UFJ銀行

■引受保険会社



メットライフ生命保険株式会社

生命保険を 活用した

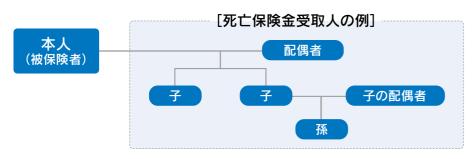
相続対策

# 大切な資産を、 のこしたい人へ確実につなぐために

## 生命保険なら、お金に名前をつけられます。

あらかじめ死亡保険金受取人や受取割合を指定することで、「誰に」のこすのか、お金に名前をつけて決めて おくことができます。のこすご本人の意思がきちんと反映されて、円満な遺産分割に役立ちます。また、 のこされるご家族等へ感謝の気持ちをしっかり伝えることができます。

■死亡保険金受取人に、被保険者の配偶者、被保険者の子の配偶者、 被保険者の3親等以内の血族の方を指定できる場合



死亡保険金には「生命保険金の非課税枠(相続税法第12条)」(\*)を活用できる場合があります。

\*生命保険の死亡保険金のうち「500万円×法定相続人の数」までが非課税となります(契約者と被保険者が同一で、死亡保険金 受取人が相続人の場合に適用)。(平成28年6月現在)

## 生命保険なら、スムーズに現金化(\*)できます。

保険金は受取人固有の財産なので、遺産分割協議を待つことなくスムーズに現金化することができます (不備のない所定の請求書類が保険会社に到着後、原則5営業日以内(メットライフ生命の場合)で保険金 を受けとれます)。

### まとまった現金が必要になる場合

● **葬儀費用** ● ご遺族の当面の生活費 ● 納税資金(原則、相続発生後10ヵ月以内に現金で一括納付)

### [死亡保険金お支払いまでの流れ]



保険金受取人 による 死亡保険金の 請求手続き

不備のない 所定の 請求書類が 保険会社に到着

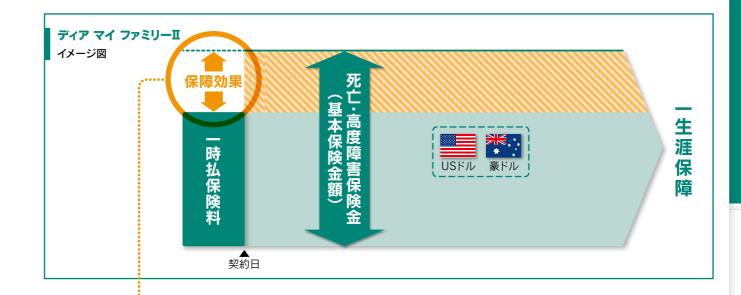
5営業日以内

死亡保険金 の お支払い

\*USドル建て/豪ドル建ての生命保険の場合、保険料のお払い込み・保険金のお受け取り等はUSドル建て/豪ドル建てとなります。為替相場の変動 により、保険金等の受取時の円換算額が一時払保険料や保険金等の契約時の為替レートによる円換算額を下回ることがあり、相続発生時に円建ての 現金として必要となる資金に不足が生じるおそれがあります。

## 保障効果のある一時払終身保険なら、

一時払保険料よりも高い一生涯の死亡保障を、 ご契約当初から得られます。

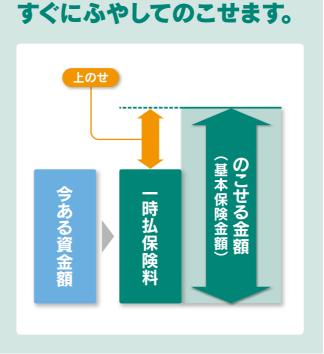


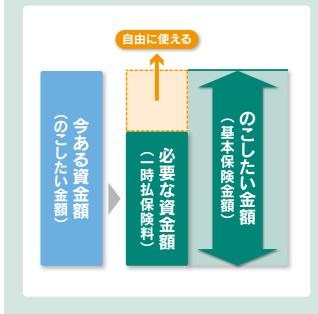
## 「資金額」が 決まっている場合

運用通貨建てで

「のこしたい金額」が 決まっている場合

のこしたい金額よりも 少ない資金で準備できます。





USドル建て/豪ドル建ての生命保険であるため、為替相場の変動により、保険金等の受取時の円換算額が、 一時払保険料や保険金等の契約時の為替レートによる円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれが あります。



## ご契約当初より 一時払保険料を上回る 保障を確保

一時払保険料を上回る死亡・高度障害保険金が ご契約の当初から保障されます。保障は一生涯続きます。



## あらかじめ お金を「誰に」「いくら」 のこすかを 指定

あらかじめ死亡保険金受取 ことができます。

人や受取割合を指定することで、 「誰に」「いくら」のこすか、お 金に名前をつけて決めておく



将来のインフレの可能性へのそなえ等として、 世界の基軸通貨であるUSドルと資源国通貨といわれる 豪ドルのいずれか(運用通貨)で資産をのこすことができます。 外貨に代えて円で受け取ることもできます(円支払特約)。

※死亡保険金等を円に交換する際に為替リスクがあります。

■イメージ図 POINT **2** 増加保険金額 6ページ 一時払保険料に対する 基本保険金額の倍率 保障効果 (基本保険金額契約時の死亡・高) 基準利率保証期間:30年(\*1) (基本保険金額+ 契約時の基準利率: 年2.00%の場合 最低保証基準利率を 上回った場合の積立金 60歳・男性で 最低保証基準利率の **USドル** 涯 | 約1.32倍 場合の積立金 または 保 豪ドルで 第十増加保険金額) 及障害保険金 基準利率保証期間:20年(\*1)、 運用します。 時払保険料 契約時の基準利率:年2.25%の場合 60歳・男性で 積立金 運用通貨 保険金 \*1 平成28年8月現在の基準利率保証期間 運用通貨とは異なる外貨(USドルまたは豪ドル)で に基づいて例示しています。 払い込むこともできます(外貨入金特約)。 \*2 被保険者の年齢・性別・基準利率等により 異なります。 ※くわしくは 契約概要 8 〉をご覧ください。 基準利率保証期間(メットライフ生命が定めた期間) 6ページ 基準利率保証期間 15年 ※イメージ図に解約返戻金の表示はありませんが、死亡・高度 障害保険金は「基本保険金額および増加保険金額の合計額」 契約日 基準利率計算基準日



ご負担いただく費用があります。

または「解約返戻金額」のいずれか高い額となります。

- ・解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性があります。
- ·USドル/豪ドルを円に交換する場合の影響(為替リスク)があります。

※くわしくは 注意喚起情報 冒頭赤枠部分をご確認ください。

▶保障内容については 契約概要 6 をご覧ください。

▶解約返戻金については 契約概要 ① をご覧ください。

※基準利率、基準利率保証期間、基本保険金額、増加保険金額については 6ページ 「用語のご説明」をご覧ください。

3

## 契約のお引き受けについて

●告知書扱でお申し込みいただく場合、健康状態等について以下の告知が必要です。 なお、ABに該当する場合はご契約をお引き受けできません。また、GDに該当する場合は告知書扱 ではお申し込みいただけません(診査医扱でのお申し込みとなります)。

### ■お引き受けにあたっての制限等について

被保険者の健康状態、体格、職業・職務内容、収入や資産等の経済状況、年齢、メットライフ生命の他の保険契約との通算金額等によってはご契約をお引き受けできないことがあります。 また、お引き受けできる場合であっても、保険金額がお申し込み金額を下回ることや条件を設定させていただくこと、保険金額等保障の一部を制限させていただくことがあります。



【お申し込みと同時に入金いただく場合】

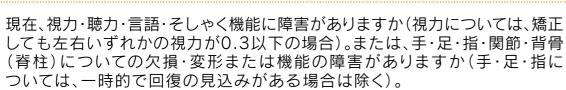
- ●保険料をお支払いいただいた後に、ご契約をお引き受けできないことが判明した場合、一時払保険料相当額をUSドル/ 豪ドルで受領できる口座にUSドル/豪ドルにてお返しいたします。
- ●「外貨入金特約」を付加して外貨で入金された場合、入金時の外貨入金特約のレートで、入金いただいた外貨にてお返しいたします。
- ※お申し込みと同時に入金いただく方法の他、入金前にメットライフ生命にてお申し込み・告知等診査によるお引き受けの 判断を行い、お引き受け可能となった場合に入金いただく方法もあります。

最近3ヵ月以内に入院(\*)したことがありますか。

- または最近3ヵ月以内に医師により入院(\*)・手術をすすめられたことがありますか。
- \*治療のための入院、検査入院、教育入院いずれの場合も入院をすすめられたまたは入院をした場合は入院日数にかかわらず告知の対象となります。
- 過去5年以内に精神疾患(うつ病、気分障害、不安障害、パニック障害、統合失調症、 人格障害等)・認知症で医師による診察・治療・投薬を受けたことがありますか。

過去5年以内に下記の病気で医師による診察・治療・投薬を受けたことがありますか。

部位(分類)	病名
ガン	悪性新生物および上皮内新生物 ※白血病その他の血液のしゅようは悪性新生物に含まれます。
心臓·血管	心臓病および冠動脈疾患(心筋こうそく、狭心症、虚血性心疾患、弁膜症、不整脈、心筋症、先天性心疾患、心不全等、心機能に障害をきたす疾患)・動脈瘤・血栓症
脳·神経	脳卒中(脳こうそく、脳内出血、くも膜下出血、脳動脈硬化症等の脳血管障害)
別凶・个中常王	脳・神経の病気(パーキンソン病、多発性硬化症、てんかん、もやもや病等)
肺·呼吸器	ぜんそく・肺気腫・慢性気管支炎・気管支拡張症
肝臓・すい臓	慢性肝炎・肝硬変・慢性すい炎
腎臓	慢性腎炎・腎不全・ネフローゼ
その他	糖尿病



● 診査医扱でお申し込みいただく場合、医師の面前で告知いただいたうえで診査の実施が必要となります。また、告知項目は上記のものとは異なります。



## 用語のご説明

### [基準利率について]

- 「基準利率」とは、積立金(将来の保険金を支払うために、一時払保険料の中から積み立てる部分)に付利する利率のことをいいます。
- 積立金からは死亡・高度障害保障のための費用が毎月控除されますので、積立金が基準利率でその まま複利運用されるものではありません。
- ●基準利率は、毎月1日に設定されます。契約日時点で設定されている基準利率が、契約後最初に到来 する基準利率計算基準日の前日まで適用されます。
- 契約後の基準利率は、基準利率計算基準日の到来ごとに更改を行います。更改された基準利率は、基準利率保証期間中、変更されることはありません。
- ●基準利率には最低保証があります(最低保証基準利率:USドル建て・・・年2.00%、豪ドル建て・・・ 年2.25%)。

### [基準利率保証期間について]

- ●契約時の基準利率保証期間は、標準期間(5年・10年・15年・20年・25年・30年)のうち、契約日時点でメットライフ生命が基本保険金額の最大化を目指して設定している期間となります(お客さまにて設定いただくことはできません)。
- 更改後の基準利率保証期間は15年となります。

### [基本保険金額について]

●基本保険金額とは契約時に定めた主契約の保険金額のことです。基本保険金額は、被保険者の 年齢、性別、契約時の基準利率、一時払保険料等により異なります。

### [増加保険金額について]

- ●「増加保険金額」とは、契約時に定められた基本保険金額とは別に、更改時に適用される基準利率を もとにして更改日(基準利率計算基準日)に計算される保険金額のことをいいます。
- 増加保険金額は、更改時に適用される基準利率がUSドル建て 年2.00%、豪ドル建て 年2.25%を 上回る場合に発生しますが、更改前に加算されていた増加保険金額を下回ることはありません。
- ●基準利率が常にUSドル建て 年2.00%、豪ドル建て 年2.25%で推移した場合、増加保険金額は 発生しません。
- ●死亡・高度障害状態に該当されたときに、増加保険金額がある場合には、ご契約の際に定められた 基本保険金額に加えて、その該当されたときの増加保険金額をお支払いします。
- 契約後は、契約者に年1回お送りする書面の中で基準利率計算基準日の増加保険金額についてご案内します。

「ベストホスピタルネットワーク/受診手配・紹介サービス」

どんなサービスなの?

主治医のもとでは対応できない等の一定の条件を満たす場合、 「ベストホスピタルネットワーク」(\*)に登録されている、 専門分野の医師が在籍する医療機関での受診・治療を手配・紹介します。

- 主治医のもとで対応していない治療法があるような場合、いったんセカンドオピニオンを受けることも有益ですが、 必要な治療が明確であれば、最初から受け入れ先の医療機関を探したほうがよいこともあります。
- \*ベストホスピタルネットワークとは、ティーペック㈱の長年の誠実な取り組みによって築き上げた医療機関との信頼関係をもとに した国内有数の医療機関とのネットワークのことです。ベストホスピタルネットワークはティーペック㈱の登録商標です。

## どんな時に利用できるの?

主治医が「自分では治療できない」と判断している場合、 他の医療機関に紹介状を書いていただけることがあります。 そのような時にぜひご利用ください(一定の条件を満たす場合に限ります)。

### 事例 大腸がん

会社の健康診断で便潜血反応陽性と判定され、近くのクリニックで大腸内視鏡検査を受けたところ、2㎝大の腫瘍が見つかり ました。主治医から、「希望する病院があれば紹介状を書きます」と言われました。人工肛門の生活は避けたいし、実績の多い がんの専門病院で治療をしたいです。どこに相談すればよいでしょうか?

## どんな特徴があるの?

●患者の受け入れを前提としたベストホスピタルネットワークから、受け入れ先をさがすことができます。

● 主治医の了解のもと、セカンドオピニオンを経ずに最初から専門的な治療を受けることのできる医療機関を 手配・紹介します。

「ベストホスピタルネットワーク/受診手配・紹介サービス」には、以下の特徴があります。

●傷病名や主治医の治療方針等をお聞きしたうえで、ティーペック㈱にて受け入れ先医療機関の選定・打診 および手配まで行います。

## ご利用手順

🥦 まずは、セカンドオピニオンサービスの専用の番号にお電話いただき、専任のスタッフとご相談ください。 お客さまの状況にあわせて、ティーペック㈱にて判断いたします。

### **ヾストホスピタルネットワーク/** 受診手配・紹介サービス

専任のスタッフが、専門分野の医師が在籍する 医療機関へ、受入確認・受診手配をします

医療機関を受診ください

### 専任のスタッフが総合相談医との 電話相談や面談を手配します

セカンドオピニオン

総合相談医とご相談ください (電話または面談)

必要に応じて優秀専門臨床医を ご紹介します(面談のみ)

メットライフ クラブ MetLife Club

いつもを楽しく、もしもに役立つ。

日常をもっと楽しくするお得なレジャー・旅行情報から 困ったときに頼りになる健康・育児相談等、豊富なメニューでサポートします。

メットライフクラブは、

お客さま限定サービスです。

いつもを

優待・割引・特典サービス ご利用いただける方 契約者 被保険者 登録された同居─親等以内のご家族

メットライフ生命の保険にご契約されている

■会員登録制の優待・割引・特典サービスです。 ■リゾートメニューから暮らしのサポートまで幅広く対応した充実の福利厚生サービスです。

※地域によってはご利用いただけないサービスがあります。サービスに利用料金が生じる場合は利用者の負担となります。

### 健康生活ダイアル24

ご利用いただける方 被保険者とそのご家族

■健康に関する電話相談を24時間年中無休でお受けします。経験豊かなスタッフが電話による健康相談にお応えします。

もしもに 役立つ \*\*\*\*

大きな病気にかかってしまったときのこころの不安や、 治療法についての疑問等に専門家がお応えします。



### セカンドオピニオンサービス

ご利用いただける方被保険者

■納得できる治療方法を選択するために、総合相談医に今後の治療方針について意見(セカンドオピニオン)を聞くことができます。 また、面談でのセカンドオピニオンを受けられた場合、総合相談医の判断によっては優秀専門臨床医を紹介します。

ベストホスピタルネットワーク/受診手配・紹介サービス ご利用いただける方被保険者

■主治医のもとでは対応できない等の一定の条件を満たす場合、ベストホスピタルネットワークに登録されている、専門分野の 医師が在籍している医療機関での受診·治療を紹介·手配します。

### ガン総合サポートサービス

ご利用いただける方 被保険者

■ガンに関するさまざまな質問や相談に応じる総合的なサービスです。

### 糖尿病総合サポートサービス

ご利用いただける方被保険者

■糖尿病で治療中の方、未受診の方、治療を中断されている方等が、適切な治療を受けられるようにサポートするサービスです。

### メンタルヘルスサポートサービス

ご利用いただける方 被保険者

■精神的な悩みやこころの問題について、電話や面談によるカウンセリングを受けられるサービスです。

### 入院サポートサービス

契約者 被保険者とそのご家族

■入院治療に専念できるようにご家族の生活をサポートするサービスをご紹介します。

●家事代行 ●ベビーシッター ●ペットシッター ●滞在施設予約

※地域によってはご利用いただけないサービスがあります。サービスに利用料金が生じる場合は利用者の負担となります。

メットライフクラブは、 商品付帯サービス と 会員登録制サービス で構成されています。

#### ■ご利用にあたっての注意事項

- ※これらのサービスは平成28年6月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。
- ※これらのサービスはメットライフ生命が提携する各サービス会社が提供します。いずれも保険契約による保障とは異なります。 ※ご利用の際には諸条件があり、ご要望にそえない場合があります。
- ※商品付帯サービスは、ご利用に際して会員登録の必要はありません。会員登録制サービスは、ご利用に際して事前に会員登録が必要となります。
- ※サービスにより生じた損害・損失についてはメットライフ生命では責任を負いません。
- ※サービスについての詳細はメットライフ生命ホームページの「メットライフクラブ」のページにてご確認ください。

#### ■「ベストホスピタルネットワーク/受診手配・紹介サービス」ご利用条件

- 以下の条件を満たす場合、利用可能です。
- ①対応できない治療法や手術方法が必要と主治医が判断している
- ④お客さまが手配先の医療機関での受診を了承している ⑤主治医側も納得し、紹介状(診療情報提供書)を準備できる ②お客さまがその内容を理解し、希望している
- ③手配先の医療機関に、その専門分野の医師が在籍し、患者の受入、治療が可能な場合
- ※原則、三大疾病(悪性新生物・脳血管疾患・心疾患)が対象となります。
- ※ベストホスピタルネットワーク/受診手配・紹介サービスは、疾患の内容に応じてティーペック㈱が適当と判断した場合に限り、ティーペック㈱が 指定する医療機関への受診・治療を紹介・手配するもので、希望すれば受けられるものではありません。また、同一病名でのご利用は1回となります。

7



# 契約概要

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

「ディア マイ ファミリーⅡ」は、USドルまたは豪ドルで運用する一時払の 終身保険です。

正式名称: 利率変動型一時払終身保険(米ドル建 16) 利率変動型一時払終身保険(豪ドル建 16)



## 11 引受保険会社の名称、住所等

- ●名称:メットライフ生命保険株式会社
- ●住所:東京都墨田区太平4-1-3 オリナスタワー
- ●電話:0120-880-533(お客様相談室)
- ●ホームページ:www.metlife.co.jp

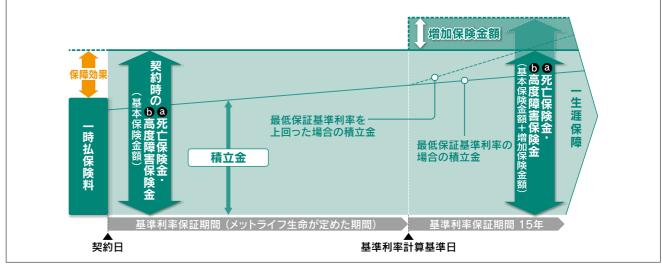


## 2 商品のしくみと特徴

- ●死亡されたとき、または高度障害状態に該当されたとき、保険金をお受け取り いただけます。
- ●お申し込みにあたり、通貨をUSドルまたは豪ドルのいずれかからご選択いた だきます。
- ●お申し込みにあたり、告知もしくは医師の診査が必要となります。
- ●基本保険金額(契約時の保険金額)は、被保険者の年齢、性別、契約時の基準利率、 一時払保険料等により決定します。
- ●一時払保険料より高い基本保険金額が、契約当初から保険期間を通じて保障されています。
- ●基準利率は所定の期間ごとに更改されます。更改時の基準利率により、お支払いする保険金額の増加が期待できます。
- ●解約時および減額時に、運用対象となっている資産(債券等)の価値を解約返戻 金額に反映させるしくみになっています(市場価格調整)。
- ●一時払保険料や保険金等がUSドル建て/豪ドル建てとなっているため、一時払 保険料や保険金等の円換算額は為替相場の影響を受けるしくみになっています (為替リスク)。

※一時払保険料等は、お申し込みいただく際に申込書にてご確認ください。





※上記②~**⑤**の詳細については**契約概要 ⑥** をご覧ください。

### ■ 基準利率について

- 「基準利率」とは、積立金 (将来の保険金を支払うために、一時払保険料の中から積み立てる部分) に付利する利率のことをいいます。
- 積立金からは死亡・高度障害保障のための費用が毎月控除されますので、積立金が基準利率で そのまま複利運用されるものではありません。
- ●基準利率は、毎月1日に設定されます。契約日時点で設定されている基準利率が、契約後最初に 到来する基準利率計算基準日の前日まで適用されます。
- 契約後の基準利率は、基準利率計算基準日の到来ごとに更改を行います。更改された基準利率は、基準利率保証期間中、変更されることはありません。
- ●契約時の基準利率保証期間は、標準期間(5年・10年・15年・20年・25年・30年)のうち、契約日時点でメットライフ生命が基本保険金額の最大化を目指して設定している期間となります(お客さまにて設定いただくことはできません)。
- 更改後の基準利率保証期間は15年となります。
- ●基準利率には最低保証があります(最低保証基準利率:USドル建て・・・年2.00%、豪ドル建て・・・ 年2.25%)。
- ●最低保証基準利率を上回る基準利率で計算された仮定の数値は、商品のしくみ等をご理解 いただくための例示であり、将来の受取額等を保証するものではありません。
- ●基準利率は、所定の期間における指標金利の平均値に-1.0%~+1.0%を増減させた範囲内で メットライフ生命が定めた利率から資産運用のための運営管理費率を差し引いた利率です。

[基準利率] = 指標金利の平均値の−1.0%~+1.0%○ の範囲内でメットライフ生命が定めた利率] − (運営管理費率)

※指標金利は、メットライフ生命が指定した金融機関であるシティグループ・グローバル・マーケッツ・インクから提供される債券インデックスを標準期間ごとに区分し、メットライフ生命が定める組入比率で加重平均した利率です。

●基準利率については、下記にてご確認いただけます。

 メットライフ生命
ファイナンシャルサービスセンター
 0120-066-036

 メットライフ生命 ホームページ
 http://www.metlife.co.jp/financial(\*)

- \*表紙に記載の商品名のページをご覧ください。
- ●契約後は、契約者に年1回お送りする書面の中でも基準利率についてご案内します。
- ●更改時(基準利率計算基準日)の基準利率が最低保証基準利率を上回った場合、増加保険金額が加算されます。

## 3 この商品のリスクについて

### ▲USドル/豪ドルを円に交換する場合の影響(為替リスク)について ご確認ください。

● 為替相場の変動により、保険金等の受取時の円換算額が、一時払 保険料や保険金等の契約時の為替レートによる円換算額を下回る ことがあり、損失が生じるおそれがあります。

### ▲解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性についてご確認ください。

●解約時および減額時に、運用対象となっている資産(債券等)の価値を解約返戻金額に反映させるしくみになっています(市場価格調整)。そのため、解約時または減額時の市場環境等の変化によっては、解約返戻金額が減少し、一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※くわしくは **契約概要 10** をご覧ください。



## 4 諸費用について

●この保険にかかる費用は、「契約時費用」「死亡・高度障害保障のための費用」「基準利率を決定する際に控除される運営管理費率」「外国通貨のお取り扱いにかかる費用」の合計額となります。

※くわしくは **注意喚起情報** 冒頭赤枠部分をご覧ください。



## 5 ご契約について

(平成28年8月現在)

			(十规20年0月现在)
契約者の年齢範囲		0歳~100歳まで(申込日における満年齢)	
被保険者の契約年齢範囲		0歳~85歳(契約日における満年齢)	
保険期間		終身	
保険料払込方	法/経路	ー時払/メットライフ生命指定口座への	D振込
保障(責任)の開始		ー時払保険料の領収または告知のいずれか遅いとき(責任開始時)から保障 を開始します。	
契約日	3	責任開始時の属する日(責任開始の日)と同日とします。	
運用通	貨	USドル建て	豪ドル建て
		3万USドル	3万豪ドル
	最低金額	※外貨入金特約を付加する場合、上記に加 込む場合:3万USドル、豪ドルで払い込む	えて外貨払込額の最低金額(USドルで払い 場合:3万豪ドル)を満たす必要があります。
基本保険金額	最高金額	1契約あたりの基本保険金額 5億円 複数契約で一度にお引き受けする場合の基本保険金額 10億円 ※メットライフ生命所定の為替レートを用いて円換算した金額です。 ※お申し込みいただける保険金額は、年齢や診査区分等による上限があります。また、 メットライフ生命で既に保険契約にご加入の場合、所定の有効契約の保険金額と 通算した上限があります。このため、上記の基準を満たしている場合でも、ご希望の 金額ではお申し込みいただけない場合があります。	
一時払保険料		基本保険金額が3万USドル/3万豪ドル 単位の保険料	レ以上となる <u>100USドル/100豪ドル</u>
基準利率保証期間		契約時:標準期間(5年・10年・15年・20 生命が定める期間 ※運用通貨(USドル/豪ドル)ごと 更改時:15年(15年ごとに基準利率が)	に設定します。
被保険者		原則として、契約者本人、契約者の配偶 方からご指定ください。 ※ただし、お申し込みの形態によっては、お 制限させていただくことがあります。 (例)被保険者に配偶者、子または親のい 兄弟が契約者となっている場合	
死亡保険金受取人		原則として、被保険者の配偶者、被保 3親等以内の血族の方からご指定くだる をご指定いただけます。	

※金融情勢等の影響により、通貨によってはお取り扱いを見合わせている場合があります。

#### ●ご契約をお引き受けできない場合についてご確認ください。

保険料をお支払いいただいた後に、ご契約をお引き受けできないことが判明した場合、一時払保険料相当額をUSドル/豪ドルで受領できる口座にUSドル/豪ドルにてお返しします。



## 6 保障内容について

●各保険金は、責任開始時以後の保険期間中に以下の支払事由に該当されたときにお支払いします。

保険金の種類	お支払いするとき (支払事由)	お支払いする金額 USドル 豪ドル	受取人
<b>②</b> 死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	支払事由発生日における次のいずれか大きい金額	死亡保険金
<b>⑤</b> 高度障害 保険金	被保険者が所定の高度障害状態に 該当されたとき	①基本保険金額および増加保険金額 の合計額 ②解約返戻金額	受取人

※上記②~**⑤**の保障イメージについては**契約概要** ② をご覧ください。

※高度障害保険金が支払われた場合には、高度障害状態に該当されたときから、ご契約は消滅したものとします。

※所定の高度障害状態につきましては、ご契約のしおり・約款 の「別表」をご覧ください。



## 7 保険金等をお支払いできない場合について

●支払事由に該当しない場合や免責事由に該当する場合には、保険金等をお支払いできません。

支払事由に	<ul><li>責任開始時前の傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき</li></ul>
該当しない場合の例	には高度障害保険金をお支払いできません。
免責事由に 該当する場合の例	<ul><li>責任開始時からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺による死亡の場合。</li><li>契約者または死亡保険金受取人の故意による死亡の場合。</li></ul>

<sup>※</sup>その他にも保険金等をお支払いできない場合があります。

くわしくは「ご契約のしおり」の「保険金・給付金などをお支払いできない場合」をご覧ください。



## 8 付加できる主な特約について

リビング・ ニーズ特約	被保険者が余命6ヵ月以内と判断された場合に、基本保険金額の一部をリビング・ニーズ 保険金として被保険者にお支払いします(基本保険金額は減額されます)。			
給付金代理請求 特約		被保険者の同意を得て付加することにより、被保険者がリビング・ニーズ保険金を請求できない特別な事情がある場合に、配偶者等の代理請求人が代わって請求することができます。		
年金支払特約	死亡保険金または ます。	死亡保険金または高度障害保険金を原資(年金基金)として年金を受け取ることができます。		
	外貨建ての一時払	保険料を他の外国通貨で払い込む	ことができます。	
		USドルで払い込む場合	豪ドルで払い込む場合	
	外貨払込額の最低金額	3万USドル以上となる 100USドル単位の外貨払込額	3万豪ドル以上となる 100豪ドル単位の外貨払込額	
		※基本保険金額の最低金額(3) 必要があります。	5USドル/3万豪ドル)を満たす	
外貨入金特約	換算基準日	USドル/豪ドルに換算した一時 受領する日(着金日)	<b>5払保険料をメットライフ生命が</b>	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	● 外貨払込額をUSドル建て/豪ドル建ての一時払保険料に換算するための為替レート (クロスレート)は、メットライフ生命所定のレートです。当レートは毎日変わります。		
	<ul><li>▲着金日の為替レート(クロスレート)が適用されますので、換算した当日中に着金するようにお振り込みください。</li><li>●特約を付加した場合、一時払保険料は1セント単位となります(セント未満四捨五入)。</li><li>●特別条件特約が付加される場合には、お取り扱いができません。</li></ul>			
m++/4+/4	USドル建て/豪ト 受け取ることがで	ル建ての死亡保険金・高度障害保 きます。	険金・解約返戻金・年金等を円で	
円支払特約	※保険金等を受け取	るときの留意事項につきましては 注	意喚起情報 🗈 をご覧ください。	
	●特約を付加することにより、USドル/豪ドルでの受取口座開設は不要です。			

※くわしくは ご契約のしおり·約款 をご覧ください。

### ■ 健康上の理由等で通常のプランではご契約いただけない場合について

●特定の特約を付加することでご契約いただける場合があります。

特定障害不担保 特約	   契約時に、特定障害を不担保とする特約を付加することでお引き受けすることがあります。 
特別条件特約	契約時に、割増保険料をお支払いいただく特約を付加することでお引き受けすること があります。

※被保険者の年齢、性別、基準利率により、基本保険金額が一時払保険料と同額または低くなる場合があります。その場合には お取り扱いができません。



## 9 配当金について

●この保険に配当金はありません。



## 10 解約返戻金について

●ご契約を解約・減額される時期や市場環境等の変化に応じて解約返戻金額は変動します。 解約返戻金額は、解約日・減額日の積立金額に市場価格調整率(上下限なし)を反映させた金額 となります。

### 解約返戻金額=解約日·減額日の積立金額×(1-市場価格調整率(★))

★市場価格調整率=	= 1-( 1+適用されている基準利率(*1) 1+解約日・減額日に計算される基準利率(*2)+0.45%) 12
*1適用されている 基準利率	   解約日・減額日に、ご契約中の保険に適用されている基準利率 
*2解約日·減額日に 計算される基準 利率	解約日・減額日を基準利率計算基準日とみなした場合に計算される基準利率
*3月数	①残存月数が120ヵ月以下の場合:残存月数 ②残存月数が121ヵ月以上の場合:残存月数÷2+60ヵ月
残存月数とは	解約日・減額日から起算して直後に到来する基準利率計算基準日の前日までの月数 (月数未満切上)

- ●解約日·減額日が基準利率計算基準日の場合、市場価格調整は行いません。
- ●ご契約から短期間で解約されたときの解約返戻金額は、多くの場合、一時払保険料より少ない 金額となります。
- **解約・減額は、解約返戻金の円換算額も考慮したうえでご検討ください**(円に交換する場合は 為替リスクがありますので、ご注意ください)。

※解約返戻金を円に交換した場合、一時払保険料の契約時の為替レートによる円換算額を下回ることがあり、損失が 生じるおそれがあります。したがって、円建ての現金として必要となる資金に不足が生じるおそれがあります。

※円支払特約を付加した場合は、メットライフ生命所定の円換算レートが適用されます。

※くわしくは 注意喚起情報 11 をご覧ください。

### ■ご参考

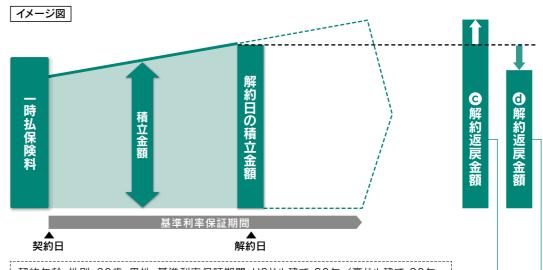
### ●市場価格調整とは

市場価格調整とは、解約返戻金の計算の際に、運用対象となっている資産(債券等)の価値を解約返戻金に反映させるしくみです。

- ◆一般的に、債券の価値は、市場金利が高くなると下がり、市場金利が低くなると上がる性質があります。
- ◆市場価格調整により、ご契約中の保険に適用されている基準利率が、「解約日・減額日に計算される 基準利率+0.45%」より高いときは解約返戻金額が積立金額を上回り(イメージ図⑥)、低い ときは下回り(イメージ図⑥)ます。
- ◆ご契約中の保険に適用されている基準利率が「最低保証基準利率+0.45%」(USドル建て年2.45%/豪ドル建て年2.70%)以下の場合、解約返戻金額が積立金額を上回ることはありません。

### ●解約日における解約返戻金額の変動イメージと計算例

※市場価格調整による解約返戻金額の変動についてわかりやすくご説明するため、解約日を基準利率保証期間内としています。



契約年齢・性別:60歳・男性、基準利率保証期間:USドル建て 30年/豪ドル建て 20年、 一時払保険料:100,000USドル/100,000豪ドル の場合

### ◆解約返戻金額が積立金額を上回るケース

	USドル建て	豪ドル建て
適用されている基準利率	2.50%	2.75%
解約日・減額日に計算される基準利率	2.00%	2.25%
70歳時(10年後)の積立金額	107,690USドル	109,790豪ドル
70歳時(10年後)の解約返戻金額	108,480USドル	110,330豪ドル

### ◆解約返戻金額が積立金額を下回るケース

	USドル建て	豪ドル建て
適用されている基準利率	2.50%	2.75%
解約日・減額日に計算される基準利率	3.00%	3.25%
70歳時(10年後)の積立金額	107,690USドル	109,790豪ドル
70歳時(10年後)の解約返戻金額	93,780USドル	100,140豪ドル

- ※上記の積立金額・解約返戻金額は、USドルは10USドル未満を、豪ドルは10豪ドル未満を切り捨てて表示しています。
- ※上記の積立金額・解約返戻金額は、契約応当日の数値です。
- ※上記の数値は、2016年8月現在の商品内容に基づき記載しています。
- ※受取時の課税は考慮していません。

### ●市場価格調整の適用

基準利率計算基準日	非適用
基準利率計算基準日以外	適用



# 注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。 契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいた します。

この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

### △ご負担いただく費用についてご確認ください。

- ●契約時に、一時払保険料から契約の締結・維持に必要な費用(契約時費用)が 控除されます。
- ●保険期間中、積立金から死亡・高度障害保障のための費用が毎月控除されます。
- ●基準利率を決定する際に、運営管理費率が控除されます。基準利率は、所定の期間における指標金利の平均値に−1.0%~+1.0%を増減させた範囲内でメットライフ生命が定めた利率から資産運用のための運営管理費率を差し引いた利率です。

※上記の諸費用は、一時払保険料・契約年齢・性別・経過期間等によって異なるため、一律には 記載できません。

### AUSドル/豪ドルのお取り扱いにかかる費用についてご確認ください。

- ●USドル建て/豪ドル建ての保険料を円または他の外国通貨にてご用意される際には為替手数料が必要になります。また、USドル建て/豪ドル建ての保険金等を円で受け取る際にも、為替手数料が必要になります。
- ●保険料をUSドル/豪ドルで払い込む際には金融機関への振込手数料以外にも 手数料をご負担いただく場合があります。また、保険金等をUSドル/豪ドルで 受け取る際にも手数料をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融 機関にご確認ください)。
- ●対顧客電信売相場(TTS)および対顧客電信買相場(TTB)は、対顧客電信売買相場仲値(TTM)に対してそれぞれ差があります。為替相場に変動がない場合であっても、その差額が通貨交換時のご負担となります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 「外貨入金特約」のレート(クロスレート)には為替手数料が含まれており、 特約適用時のご負担となります。特約適用時のレートは、メットライフ生命が 指定した金融機関が指標として設定する為替レートを基準として計算された レートです。

● 「円支払特約」のレートも対顧客電信売買相場仲値(TTM)に対して差がありますので、その差額が特約適用時のご負担となります。特約適用時の対顧客電信売買相場仲値(TTM)は、メットライフ生命所定の金融機関の対顧客電信売相場(TTS)と対顧客電信買相場(TTB)の中間の値となります。

運用通貨	外貨入金特約のレート	円支払特約のレート
USFJV	豪ドルの対円為替レートー25銭 USドルの対円為替レート+25銭	TTM-50銭
豪ドル	USドルの対円為替レート-25銭 豪ドルの対円為替レート+25銭	TTM-50銭

※特約のレートは平成28年8月現在のものであり、将来変更されることがあります。

### ▲USドル/豪ドルを円に交換する場合の影響(為替リスク)についてご確認ください。

● 為替相場の変動により、保険金等の受取時の円換算額が、一時払保険料や保険金等の契約時の為替レートによる円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

### ▲解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性についてご確認ください。

●解約時および減額時に、運用対象となっている資産(債券等)の価値を解約返 戻金額に反映させるしくみになっています(市場価格調整)。そのため、解約時 または減額時の市場環境等の変化によっては、解約返戻金額が減少し、一時払 保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※くわしくは **契約概要 10** をご覧ください。



# 1 お申し込みの取消しには期間の制限があります

### 制度の内容

●申込者または契約者(以下「申込者等」といいます)は、「クーリング・オフ(お申し込みの撤回等)制度を記載した書面(ご契約のしおり)の受領日」と「申込日」の、いずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回等をすることができます。

### ■お申出方法

●お申し込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。その書面を郵便により下記のメットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンターあてにご郵送ください。

〒130-8561 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター 行

以上の手続きをとられたとき、申込者等に保険料の全額をお返しします(外貨で保険料をご入金いただいた場合にはメットライフ生命から同額の外貨にて返金します。募集代理店等で当該外貨を購入してお申し込みされた場合、メットライフ生命から返金された外貨を円に換算したときに為替差損が生じる可能性がありますのでご注意ください)。 なお、クーリング・オフに代わり、解約することもできます。

### ■適用除外

- ●次の場合等にはお申し込みの撤回等をすることができません。
- ①ご契約のお申し込みのために、医師の診査を受けられた場合
- ②債務履行の担保のためのご契約である場合

20



### 2 お申込時にご報告いただく事項について [告知]

### ■ 告知の重要性

●告知はご契約をお引き受けするかどうかを決定する重要なものであり、<mark>契約者や被保険者には</mark> 健康状態等について正しい告知をしていただく義務(告知義務)があります。

### ■ 告知方法と告知受領権

●告知は、告知書で行っていただきます。医師による診査がある場合は医師が記録しますので、医師の質問に対しては正確にもれなくお伝えください。医師による診査がない場合は、ご自身で正確に告知してください。告知受領権はメットライフ生命およびメットライフ生命が指定した医師が有しています。生命保険募集人(三菱東京UFJ銀行の担当者く保険販売資格をもつ募集人>)には告知受領権がなく、生命保険募集人(三菱東京UFJ銀行の担当者く保険販売資格をもつ募集人>)に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

### ■ 申込内容や告知内容についての確認

●ご契約のお申し込みの際、ご契約の成立後、または保険金等のご請求時にメットライフ生命の 担当者またはメットライフ生命の委託を受けたものがお申込内容や告知内容について確認 させていただくことがあります。

### ■ 過去に傷病歴等がある方へ

●過去に病気やケガをされたことがある方等も、保険料の割増や保障の一部を制限する等の条件を 付けてご契約をお引き受けできる場合があります。また、メットライフ生命では保険料は割高で すが通常の保険よりも引受範囲を拡大した保険商品を取り扱っています。

### ■ 正しく告知されない場合(告知義務違反)のデメリット

- <u>告知していただいた内容が事実と違った場合、責任開始の日から2年以内であれば、メットライフ生命は告知義務違反としてご契約を解除し、保険金等をお支払いできないことがあります。</u> たとえご請求が責任開始の日から2年経過後であっても、2年以内に保険金等の支払事由が発生していれば、同様にご契約を解除することがあります。この場合、お支払いする解約返戻金等があれば契約者にお支払いします。
- ●現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意 に告知をされなかった場合等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由 として保険金等をお支払いできないことがあります。責任開始の日から2年経過後であっても詐欺 による取り消しとなることがあります。取り消しとなった場合、払込保険料はお返ししません。
- ●現在ご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした「新たな保険契約」に対しても、一般の契約と 同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、「新たな保険契約」のお引き受 けができなかったり、その告知をされなかったために上記の通り、ご契約の解除・取り消しとなる こともありますのでご留意ください。



### 3 保障を開始する時期について 「責任の開始」

- ●お申し込みいただいたご契約をメットライフ生命が承諾した場合には、一時払保険料の領収または告知のいずれか遅いとき(責任開始時)から保障を開始します。
- ●生命保険募集人(三菱東京UFJ銀行の担当者く保険販売資格をもつ募集人>)は、お客さまとメットライフ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はメットライフ生命が承諾したときに有効に成立します。



## 4 保険金等をお支払いできない場合

次のような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。

- ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合
- ●保険金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または受取人が暴力団関 係者やその他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除さ れた場合
- ●ご契約について詐欺行為があり、ご契約が取り消しとなった場合
- ●保険金等の不法取得目的を理由にご契約が無効になった場合
- 免責事由に該当した場合(例:責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺による 死亡、契約者または受取人の故意による死亡等)

上記に該当する場合でも、解約返戻金等をお支払いできる場合がありますので、メットライフ生命ファイナンシャルサービスセンターまでお問い合わせください。

くご連絡先> -----

メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター **0120-066-036** (月~金 9:00~18:00 年末年始および祝日を除く)



## 5 解約時にお受け取りになる金額の変動について [解約返戻金について]

- ●解約時·減額時に、運用対象となっている資産(債券等)の価値を解約返戻金額に反映させる 市場価格調整を行います。
- この市場価格調整により、解約時・減額時の解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※くわしくは **契約概要 10** をご覧ください。



### 6 保険契約の保護について [生命保険会社の業務または財産の状況が変化した場合]

- ●生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。
- ●メットライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、契約時の保険金額等が削減されることがあります。
- ●生命保険契約者保護機構による保険契約者保護の措置において、生命保険会社の経営破綻時に おける過去5年の予定利率が常に金融庁長官および財務大臣が定める基準利率を超えている ご契約は、そうでないご契約より生命保険契約者保護機構による補償率が低くなることがあります。

くお問い合わせ先>

#### 生命保険契約者保護機構

**03-3286-2820** (月~金 9:00~12:00、13:00~17:00 年末年始および祝日を除く) ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/



# 7 預金ではなく生命保険であることについて [預金等との違いについて]

● この保険はメットライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません(生命保険契約者保護機構の対象となります)。



## 8 現在ご契約中の保険の解約を検討されている場合 [新たな契約への乗換えに際して]

現在ご契約中のメットライフ生命または他社の保険契約を解約、減額されることを前提に、新たな保険契約のお申し込みを検討されている場合は、以下の点にご注意ください。

- ●多くの場合、解約返戻金額は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 現在ご契約中の保険契約を解約することで、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権 等を失う場合があります。
- ●新たにお申し込みの保険契約についても告知が必要となります。告知内容によっては、被保険者の 健康状態等により新たなご契約をお引き受けできなかったり、告知義務違反等によりご契約が 解除・取り消しとなる場合があります。



### 9 お申し込みにあたっては借り入れをなさらないでください [保険料の借り入れについて]

●この保険は解約返戻金等を円に換算した場合に一時払保険料を下回ることもあり、金融機関等からの借り入れにより一時払保険料に充当した場合には借入元利金等の返済が困難になる可能性がありますので、借り入れを前提として申し込んだ場合はご契約のお引き受けはできません。



# 10 お受取額が少なくなる可能性について [リスクと自己責任原則について]

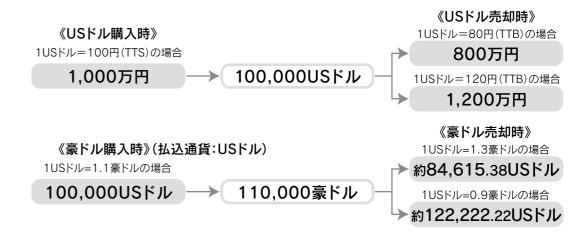
- <u>為替相場の変動により、保険金等の受取時の円換算額が、一時払保険料や保険金等の契約時の</u> 為替レートによる円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります(為替リスク)。
- ●上記のリスクはメットライフ生命が負うものではなく、契約者および受取人が負います(自己 責任原則)。



## 11 通貨を交換するときの留意事項

● 当保険はUSドル建て/豪ドル建てですので、外国為替相場の変動による影響を受けます。 したがって、保険金等の受取時における為替レートにより円または払込通貨に換算した保険金等 の額が、契約時における為替レートにより同通貨に換算した保険金等の額を下回ることがあり、 損失が生じるおそれがあります。

### ■ 為替リスクの例



※対顧客電信売相場(TTS)とは、お客さまが金融機関等から外貨を購入するときの一般的な為替レートです。
※対顧客電信買相場(TTB)とは、お客さまが金融機関等に外貨を売却するときの一般的な為替レートです。



### 12 USドル建て/豪ドル建ての保険料を払い込むときの留意事項 [一時払保険料の入金について]

### ■ USドル/豪ドルで入金される場合

- ●一時払保険料はUSドル建て/豪ドル建てです。<mark>円にて一時払保険料をご用意される方は金融機関等でUSドル/豪ドルをお求めください。この場合、交換時の為替レートにより円換算額が変動します。</mark>
- 「外貨入金特約」を付加した場合、USドル建て/豪ドル建ての一時払保険料を他の外国通貨(USドル/豪ドル)で入金することができます。この特約の為替レート(クロスレート)に含まれる 為替手数料は、メットライフ生命が指定した金融機関であるシティバンク銀行が公表している 対顧客電信売相場(TTS)と対顧客電信買相場(TTB)との差額の2分の1を上回ることはありません。また、為替レート(クロスレート)は、一時払保険料がメットライフ生命の指定口座に着金する受領日(着金日)ごとに異なりますので、当日中にメットライフ生命に着金するよう金融機関にてご確認のうえ、お振り込みください。

### ■ 円で入金される場合

- ●「保険料円入金特約」を付加してUSドル建て/豪ドル建ての一時払保険料を円で入金することもできますが、募集代理店(三菱東京UFJ銀行)では取り扱いしておりません。この特約の為替レートは、メットライフ生命指定の金融機関が各営業日の最初に公示する対顧客電信売相場(TTS)を上回ることはありませんが、一時払保険料がメットライフ生命指定口座に着金する受領日ごとに異なります。
- ※「外貨入金特約」「保険料円入金特約」の為替レートと、募集代理店(三菱東京UFJ銀行)にて取り扱う為替レートとは、異なる場合があります。



## 13 USドル建て/豪ドル建ての保険金等を受け取るときの留意事項 [特約による円交換時のレートについて]

●「円支払特約」を付加されると、保険金等を円に換算した金額でお支払いいたします。「円支払 特約」を付加する場合、下表の換算基準日におけるメットライフ生命所定のUSドル/豪ドルの 為替レートが適用されます。この為替レートは、メットライフ生命指定の金融機関が各営業日の 最初に公示する対顧客電信買相場(TTB)を下回ることはありません。

支払項目	円支払特約適用為替レートの基準日
死亡保険金·高度障害保険金	支払日
解約返戻金(減額の場合を含みます)	メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンターにおける書類受付日 または指定日(基準利率計算基準日のみ指定可)
年金(年金支払特約を付加した場合)	1回目の年金を支払う日の前日



## 14 税金のお取り扱いについて

下記内容は、平成28年6月現在の税制に基づきメットライフ生命がまとめたものです。最新の情報についてはご自身でご確認ください。税制・解釈の変更等により、下記取り扱いが適用されない場合があります。また、個別具体的な税務の取り扱いについては、税理士または所轄の税務署にご相談ください。

一時払保険料 の払込時	お払い込みいただいた一時払保険料は「 <b>一般生命保険料控除」</b> の対象となります。 ※一時払保険料を支払った当該年のみ控除が適用されます。				
解約返戻金 の受取時	解約返戻金と一時払保険料の差額が一時所得として所得税·住民税が課税されます。 所得税(一時所得)+住民税				
死亡保険金 の受取時	契約形態によって税金の種類が異なります。				
	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類	
	本人	本人	配偶者または子	相続税	
	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)+住民税	
	本人	配偶者	子	贈与税	

### ■ USドル建て/豪ドル建て保険の税金のお取り扱いについて

● 税法上の取り扱いについては円建ての生命保険と同じとなります。次の基準によりUSドル建て/ 豪ドル建ての一時払保険料・解約返戻金・死亡保険金を円に換算したうえで、円建て生命保険 契約と同様に取り扱います。

科目		円換算日	換算時為替レート	
一時払保険料		保険料領収日		
解約返戻金		解約効力発生日	円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値 (TTM)	
死亡保険金	所得税の対象となるもの	支払事由発生日		
	相続税・贈与税の対象となるもの	<b>文四</b> 事山尤王日	円換算日最終の対顧客電信買相場(TTB)	

※対顧客電信売買相場仲値(TTM)とは、対顧客電信売相場(TTS)と対顧客電信買相場(TTB)の中間の値を指します。 ※外貨入金特約を付加した場合、保険料は領収日最終の対顧客電信売買相場仲値(TTM)による払込通貨の円換算額を基準とします。

※円支払特約を付加した場合、保険金等についてはメットライフ生命所定の為替レートによる円換算額を基準とします。 ※円換算した金額で課税されるため、税引後のUSドル建て/豪ドル建ての受取額が一時払保険料を下回ることがあります。

税金のお取り扱いについては「ご契約のしおり・約款」にも記載していますのでご参照ください。



## 15 この保険に関する相談窓口

### ■メットライフ生命へのお問い合せ

●金融機関でお取り扱いする生命保険のご契約内容のご変更、保険金等のご請求等、各種お手続き やご契約内容に関するお問い合わせにつきましては、メットライフ生命 ファイナンシャルサービス センターまでご連絡ください。

くご連絡先ン …

メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター

0120-066-036 (月~金 9:00~18:00 年末年始および祝日を除く)

- ※郵送での各種お手続きの場合、請求書の受付はメットライフ生命の営業日(月~金、年末年始および祝日を除く)に行います。なお、受付日は、請求書がメットライフ生命に到着した日と異なる場合がありますので、メットライフ生命ファイナンシャルサービスセンターまでお問い合わせください。
- ●メットライフ生命の生命保険業務についての質問、相談、ならびに苦情につきましては、メットライフ生命お客様相談室までご連絡ください。

・<ご連絡先> …………

メットライフ生命 お客様相談室

0120-880-533 (月~金9:00~17:00年末年始および祝日を除く)

### ■ 指定紛争解決機関について

●メットライフ生命が契約している保険業法上の指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。 (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により 生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」 を設置し、電話にてお受けしています。

生命保険協会ホームページ

http://www.seiho.or.jp/

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、 指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護 を図っています。



## 16 お支払いに関する手続き等の留意事項

### ■ お支払いに関するお手続き等

- ●お客さまからのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の 支払事由が生じた場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、 ご不明な点がある場合等についても、すみやかにメットライフ生命までご連絡ください。
- ●支払事由が発生する事象、請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」やホームページ等にも記載していますので、あわせてご確認ください。
- ●メットライフ生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがあります ので、契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

- くご連絡先> ----

メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター

0120-066-036 (月~金9:00~18:00 年末年始および祝日を除く)

### ■ 給付金等の代理請求について

●給付金代理請求特約を付加されますと被保険者が受取人となる保険金等について、被保険者が ご請求できない特別な事情がある場合、被保険者に代わって配偶者等所定の範囲内の親族 (代理請求人)が保険金等を請求できます。給付金代理請求特約を付加された場合は代理請求人 に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。



## 個人情報に関する重要事項

#### 1.利用目的について

メットライフ生命は、個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。

- ①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③メットライフ生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

### 2.ご同意いただきたいこと

①機微(センシティブ)情報の取得・利用

生命保険業務の適切な運営を確保するために必要な範囲において、最小限の機微情報を取得・利用します。これらの機微情報については、業務上必要な範囲で、契約者、被保険者、受取人・指定代理請求人等および生命保険募集人 (メットライフ生命の代理店を含む)に提供することがあります。

\*機微情報の利用の限定について

保健医療等に関する情報(機微(センシティブ)情報)については、保険業法施行規則第53条の10および同法施行規則第234条第1項第17号に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。これらの情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

②再保険会社への情報提供

生命保険事業において安定的な業務を行うにあたって、引き受けリスクの適切な分散のために、メットライフ生命は再保険会社に保険契約の引き受けを依頼することがあります(再保険会社はメットライフ生命から引き受けた再保険契約を、さらに別の再保険会社に引き受け依頼することがあります)。再保険会社は、当該保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いを目的として、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか被保険者の氏名、生年月日、性別、保健医療等の個人情報を利用します。

また、保険金・給付金のご請求があった場合は、上記の個人情報のほか受取人等の氏名、住所、戸籍書類等、業務に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

### 3.外部への提供

メットライフ生命は、次の場合を除いて、ご本人の個人情報を外部に提供することはありません。

- ①あらかじめ、ご本人が同意されている場合
- ②利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(メットライフ生命の代理店を含む)へ委託する場合
- ③ご本人または公共の利益のため必要であると考えられる場合
- ④再保険の手続きをする場合
- ⑤ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ⑥その他法令に根拠がある場合

その他くわしいご説明はメットライフ生命 ホームページ www.metlife.co.jpに記載しています。



## 契約情報の利用について [契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度]

メットライフ生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および隣接他業態とともに、保険契約のお引き受け、保険金等のお支払いまたは保険契約の解除、取り消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を共同して利用しております。

### 基準利率等の照会方法について

### 基準利率は、以下の方法でご確認いただけます。

基準利率は毎月末日(同日が休日の場合は前営業日)よりご案内し、翌営業日のご契約から適用されます。

メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター(フリーダイヤル)

## 

営業時間:月曜日~金曜日(年末年始および祝日を除く) 9:00~18:00(一部24時間対応)

「ディア マイ ファミリーII」のメニュー番号………… 5 と #
→ 基準利率・基準利率保証期間のご案内……… 1 と #
→ 外貨入金特約の為替レートのご案内……… 2 と # → 3 と #

PC・スマートフォンで

お電話で

http://www.metlife.co.jp/financial

### 募集代理店(三菱東京UFJ銀行)からのご説明事項

- ●「ディア マイ ファミリーII」にご契約いただくか否かが、三菱東京UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- ●「ディア マイ ファミリーII」はメットライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。 また、預金保険制度の対象ではありません。
- ●三菱東京UFJ銀行は、「ディア マイ ファミリーⅡ」の引受保険会社であるメットライフ生命の支払能力を保証するものではありません。
- ●法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さまへの募集について規制があります。三菱東京UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万ー「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

### お支払いに関する手続き等について

お客さまからのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払 事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点がある場合等についても、すみやかにメットライフ生命までご連絡ください。 また、メットライフ生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者の住所等を変更 された場合にも、必ずご連絡ください。

--- <ご連絡先>------

メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター

0120-066-036(月~金9:00~18:00年末年始および祝日を除く)

### 生命保険募集人(三菱東京UFJ銀行の担当者く保険販売資格をもつ募集人>)について

この保険の生命保険募集人(三菱東京UFJ銀行の担当者く保険販売資格をもつ募集人>)はお客さまとメットライフ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してメットライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人(三菱東京UFJ銀行の担当者く保険販売資格をもつ募集人>)のみが行うことができます。なお、その身分、権限等に関しまして確認をご希望の場合には、下記までお問い合わせください。

·· くご連絡先>------

メットライフ生命 お客様相談室 **0120-880-533**(月~金 9:00~17:00 年末年始および祝日を除く)

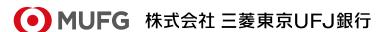
### ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」と当冊子内の「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」と当冊子内の「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。特に契約者等の不利益となる事項やリスクについてご理解のうえお申し込みください。 また、契約後は大切に保管してください。

当保険には為替リスクがあります。くわしくは、当該商品取扱資格を持った担当者までご相談ください。

(お問い合わせ、ご照会は)

■募集代理店



三菱東京UFJ銀行コールセンター[保険]

0120-860-777

月〜金曜日 9:00〜17:00(祝日·12/31〜1/3 等を除く) http://www.bk.mufg.jp (契約後のご照会は)

■引受保険会社

## **MetLife**

メットライフ生命保険株式会社

〒130-0012 東京都墨田区太平 4-1-3 オリナスタワー www.metlife.co.jp TEL: 0800-1701573

ファイナンシャルサービスセンター **100 0120-066-036** 

営業時間:月曜日~金曜日(年末年始および祝日を除く) 9:00~18:00(一部24時間対応)

募 1607-0012 WL04B-PD-0001-0005 [1] (16.09) TP (2016年8月現在)